

ことなく帰洛することとなりました。その時信雄は、「生まれ来る子が男ならばこの短刀を持参させ上洛させよ、若し女の子であったら、この血の薬の秘伝書による製法にて生計を立てよ」と、鎌と秘伝書を残して去っていったという。

その後、月満ちて生まれたのが女の子で、館跡と血の薬の製法は、親族関係にある小玉徳右エ門（千代司を代々襲名、現当主廣光氏）が所有し、短刀、観音経、弘法大師自画像は小玉喜右エ門（長右エ門を代々襲名、現当主陽三氏）が、何れも家宝として所有されています。（山本郡胃胤録上巻参考）

磯前神社

創建年代は不明である。八郎湖岸の天瀬川の神社として繁栄したものと思われる。ご神体は薬師如来といわれる。大医王佛は、人間の苦痛をやし、内面の苦悩を除くなどとするが、信雄公の遺された血の薬との関係は不明です。なお同境内地は八郎潟干拓によって削り取られた山、筑紫岳頂上にあった神社を移転安置したものである。

神社前の社号標には次のように書かれています。「本神社は、もと海拔150米筑紫岳頂上にあり、昭和33年（1958）国営八郎潟干拓事業原石山に農林省より指定せられ現在地に移す。」

郡境標石

三倉鼻に上り、コ線橋を東に渡って間もなくの山中にあります。『従是北山本郡』と刻まれています。

この標石が南秋田郡と山本郡の境となつていますが、移動の形跡もあり、郡境がはっきりしておりません

“菅江真澄も歩いた歴史の道「羽州街道」”から

NTT東日本秋田支社

あぶみざわ 【浦大町 あぶみざわ 鑑沢】

旧名、面潟村浦大町鑑沢。アブミジャと呼ぶ。

いえ 【真坂 新田 家の下】 【八郎潟町 字 家の後】

秋田地方は「名」の存在が認められなく「在家」の法が鎌倉末期から認められていた。在家とは農民田地家宅を一括したものである。小采地（税を取り上げる土地、領地）の武士達の家臣の大部分が所有地の屋敷に住んで、屋敷内の下人や在家農民が耕作していた。これらをお屋敷、土居、垣内（垣保）、垣土居と呼んだ。在家武士の所有する耕地を門田とか、門畑といった。（中略）従って「家の前」、「家の後」、「家の下」などの地名は門田の類からできたものであろう。

1977年 八郎潟町史

いかり 【八郎潟町 イカリ】 【八郎潟町 浦大町 いかり 伊鶯利】

イカリ

湿地帯で水はけの悪い所を「イカル」といった。滄漪溜は「碇」との関連語で、洪水の起こりやすい所の意。

1987年三浦鉄郎著 新編・秋田の地名

イカリ

イカリは「ぬかる」を意味し、低湿地でヘドロなどで農作業は腰までぬかり困難を極めたもので、それは年配者でなければなければわからなくなった。

1996年 八郎潟広報 地名と歴史 畠山四郎

いしづか 【真坂 いしづか 石塚】

八幡神社のあるあたりを石塚という。